

## いじめ防止等対策の取り組みについて

和歌山工業高等専門学校

|    | 点検項目  | 令和6年度取組に対する自己評価   | 改善のための措置   | 改善時期          |
|----|---|---|--|---------------|
| 1  | 機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。                                   | 4月および10月の教職員連絡会議において、定期的にいじめの定義について学生支援センター長が説明し、共通の認識を図った。   | 引き続き教職員を対象に定期的<br>に意識啓発を実施する。なお、<br>教職員研修などを活用し、いじ<br>めの定義や理解度の定着を促す<br>取組みを行った。 | 令和7年2月<br>実施済 |
| 2  | 定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時的「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。           | 定期的にいじめ対策委員会を計7回開催し、疑いのある事例や各事例に対する対応方針を協議した。(4月、6月、7月、10月、1月(3回)に実施)   | 引き続き2か月に1度を目安に定期的<br>に開催する。  | —             |
| 3  | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。   | FD・SD研修会として1月に実施した。   | 引き続き全教職員を対象に受講<br>率の向上も意識して定期的に研<br>修を開催する。                                      | —             |
| 4  | 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。  | いじめ対策委員会が行う職務内容を定め、4月および10月の教職員連絡において学生支援センターから教職員に周知した。  | 引き続きFD・SD講演会、教職<br>員連絡会等教職員が集まる機会<br>を活用し定期的に周知する。                               | —             |
| 5  | いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。  | 前年度3月のいじめ対策委員会においてプログラムの見直しを行った上で、4月の教職員連絡会で学生支援センター長から説明し周知した。   | 引き続きFD・SD講演会、教職<br>員連絡会等教職員が集まる機会<br>を活用し定期的に周知する。                               | —             |
| 6  | いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。                                      | 教職員連絡会、厚生補導委員会、学寮委員会および学生相談室ミーティングなどを通じて教職員に周知した。   | 引き続きFD・SD講演会、教職<br>員連絡会等教職員が集まる機会<br>を活用し定期的に周知する。                               | —             |
| 7  | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。 | 「事実関係を把握するための調査」の実施に当たり「いじめ対策委員会」の役割を定め、4月および10月の教職員連絡において学生支援センター長から周知した。  | 引き続きFD・SD講演会、教職<br>員連絡会等教職員が集まる機会<br>を活用し定期的に周知する。                               | —             |
| 8  | いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている  | 学科会議、厚生補導委員会、学寮委員会および学生相談室ミーティングで連携を密にして共有できるようにしている。   | 早期発見・事案対応マニュアル<br>に基づき、事案の早期発見に取<br>り組むとともに、引き続き日常<br>的な情報共有を行う。                 | —             |
| 9  | 令和6年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか                     | 令和6年度2度あった高専機構の対策ポリシー等の改正に伴い本校の基本計画を見直す際に、改善箇所がないか検討すると共に、令和7年度第1回はいじめ対策委員会でも改善箇所がないか審議事項として審議をおこなった。                     | 機構のポリシー改正時や年度末<br>に点検を実施し、必要に応じて<br>改正を行った。                                      | 令和7年3月<br>実施済 |
| 10 | 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。                                 | 4回(4、6、10、1月)実施し、アンケート結果は、学科内および関係教職員間で共有をおこなった。  | 引き続き早期発見・事案対応マ<br>ニュアルに基づき、定期的なア<br>ンケートを実施することで事案<br>の早期発見に取り組む。                | —             |
| 11 | 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。           | カウンセラーから得た情報は、その都度、もしくは学生相談室ミーティング(兼いじめ予防企画部会)を通じて共有し、必要なものは各学科にも共有している。  | 引き続きスクールカウンセラー<br>などの専門家の意見を聞き、学<br>内委員会などで共有できる体制<br>を維持する。                     | —             |
| 12 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。  | 1年生を対象に、4月にSNSの情報モラル講座を、12月にいのちの大切さを学ぶ(自殺予防に関する)講演会を外部講師を招き対面形式で実施した。また、それ以外の学年に対してもHR等を活用し、いのちの大切さを学ぶ研修動画の視聴を担任を通じて実施した。 | 講演会の動画を作成するなどし<br>、全学年の学生が視聴できる<br>ようにするなどでの対応を進め<br>る。                          | —             |
| 13 | どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。  | 学生に対してアンケートを実施する際に、どのような行為がいじめに発展する可能性があるのか、注意を促した。   | 引き続き学生アンケートを活用<br>し定期的に実施する。   | —             |
| 14 | 学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組みを推進している。   | 5月および1月の学生総会を通じて、学生会長から全学生に対して、学校および学生会のいじめ防止に対する取組みについて説明した。   | 引き続き定期的に実施する。  | —             |
| 15 | 学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。                               | いじめ防止基本方針をHPに掲載するとともに、長期休業中に保護者へメールリストによりいじめ防止に対するメッセージを送付し、学校での取組みについての周知を行った。   | 引き続き定期的に実施する。  | —             |
| 16 | いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。      | 被害・加害の双方の保護者に対して、いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針を保護者に伝えている。   | 事案が発生した場合、保護者との<br>情報共有を実施していく。  | —             |
| 17 | 外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。  | いじめ防止基本計画をHPで公開し周知しており、諮問委員会で情報共有する体制を築いている。  | 引き続きHPでの公表や諮問委員<br>会を通じて実施する。  | —             |
| 18 | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。  | 5月に学生主事が所轄署を訪問するなど、警察との連携体制は築かれている。   | 引き続き事案発生時に速やかな<br>連携がとれるよう、定期的に連<br>絡体制と連絡部署の確認を行<br>う。                          | —             |